

越谷市立小中一貫校整備PFI事業 仮事業契約書(案)別紙 新旧対照表

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	仮事業契約書(案)別紙(令和4年2月28日修正版)	仮事業契約書(案)別紙(令和3年12月23日公表)	備考
1	別紙3	57						表1 建設及び維持管理業務期間中の保険 維持管理業務契約履行保証保険	市又は事業者 <sup>※※</sup>	市又は事業者	被保険者
2	別紙3	57						表1 建設及び維持管理業務期間中の保険 維持管理業務業者賠償責任保険	事業者又は維持管理業務の受託者	維持管理業務の受託者	保険契約者
3	別紙4	59		1		①		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利鞘(スプレッド: ●.●%)に基づく割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、(仮称)川柳学園建設工事分を令和7年2月末日((仮称)川柳学園建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前、(仮称)蒲生学園第1期建設工事分を令和7年7月末日((仮称)蒲生学園第1期建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前、(仮称)蒲生学園第2期建設工事分を令和8年3月末日((仮称)蒲生学園第2期建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップレート(TONA参照)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に掲示されている6箇月TONAベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利鞘(スプレッド: ●.●%)に基づく割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、(仮称)川柳学園建設工事分を令和7年2月末日((仮称)川柳学園建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前、(仮称)蒲生学園第1期建設工事分を令和7年7月末日((仮称)蒲生学園第1期建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前、(仮称)蒲生学園第2期建設工事分を令和8年3月末日((仮称)蒲生学園第2期建設工事分の引渡し予定日)の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に掲示されている6箇月TONAベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。	
4	別紙4	59		1		②		維持管理業務のサービスの対価	なお、維持管理業務のサービスの対価は、別紙5に記載する「サービスの対価の改定方法」に示した改定及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目から第3回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額が支払われるものとする(うち修繕業務費は、令和7年度分(第1回目、第2回目、第3回目)は0円、第4回目以降は毎支払50万円(消費税及び地方消費税を含まない。))とする。	なお、維持管理業務のサービスの対価は、別紙5に記載する「サービスの対価の改定方法」に示した改定及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額が支払われるものとする(うち修繕業務費は、令和7年度分(第1回目、第2回目)は0円、第3回目以降は毎支払50万円(消費税及び地方消費税を含まない。))とする。	